

日本骨格筋電気刺激研究会会則

第1条：名称

本会の名称は、「日本骨格筋電気刺激研究会」とする。

第2条：目的

本会は、ベルト電極式骨格筋電気刺激法（Belt electrode Skeletal muscle Electrical Stimulation：B-SES ビーセス）が生体に及ぼす影響を明らかにすることを目的とする。

第3条：事業

本会は、次に定める事項を行う。

- (1) 単施設の基礎的・臨床的研究の支援
- (2) 多施設研究の推進
- (3) 本会主催の学術集会の開催および本会における研究成果の発表

第4条：会員

本会は、本会の趣旨に賛同して入会を申請した医師、医療技術者およびそれ以外の者のうち、本会の役員会の承認を受けた者を会員とする。

【それ以外の者】の定義については、附則にて定める。

第5条：役員等

本会には、次に定める役員を置く。

- (1) 代表世話人 1名
 - (2) 世話人 若干名
 - (3) 特別顧問 若干名
 - (4) 監事 1名以上3名以内
- 2 役員会は、本会の会員の中から世話人、特別顧問および監事を選任または解任する。
 - 3 代表世話人は、世話人の互選により定める。
 - 4 監事は、本会の会計および世話人等の職務の執行を監査し、監査報告を作成する。
 - 5 世話人、特別顧問ならびに監事の任期は3年とし、再任を妨げない。

第6条：運営

本会の役員会は、毎年1回、役員会が定める時期に開催される。

- 2 本会の運営に関する事項は、すべて役員会が決定する。
- 3 本会の運営には、次条に基づき会員から納入される年会費及び本会に対する寄附金をもって充てる。
- 4 監事は、第1項に定める役員会に出席しなければならないが、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

第7条：年会費

本会の会員は、年会費として一律1,000円を、毎年開催される本会主催の学術集会において、本会に納入する。但し、当該学術集会を欠席した会員の当該年度にかかる年会費についてはこの限りでない。

第8条：会計

各年度の収支決算書は、本会の事務局が作成し、監事が監査を行い、その結果を役員会にて報告し承認を受けるものとする。

- 2 本会の会計年度は毎年10月1日より、翌9月30日までとする。
- 3 代表世話人は、必要に応じて収支内容を会員に公表する。
- 4 交通費等の諸経費については細則に定める。

第9条：事務局

本会の事務局は、本会の運営および維持に必要な諸事務を行うものとし、本事務局の所在は附則にて定める。

第10条：会則の変更

本会則は、役員会の承認の下に変更することができる。

【附則】

1. 事務局の所在

本会の事務局を株式会社ホームイオン研究所に置く。

[住所] 〒150-0045 東京都渋谷区神泉町17-2

2. 医師、医療技術者以外の者の定義

B-SES またはこれに関連する分野において造詣が深く、本会への多大な寄与が期待できる者。尚、その者は、入会申請の際に当会役員または当会会員で自身の所属する施設の医師の推薦状を添付し申込みを行うこと。ただし、所属施設が変更になった場合は、再度推薦状と変更届をすみやかに当会へ提出すること。推薦状の提出がなされない場合、退会とする。

その他

本会則および附則は平成25年11月7日より施行する。

【改正履歴】

(平成26年4月24日 改正) (平成26年11月29日 改正) (平成27年6月17日 改正)

(平成27年12月21日 改正) (平成28年6月27日 改正) (平成28年9月9日 改正※細則)

(平成29年11月25日 改正)

日本骨格筋電気刺激研究会会則施行細則

I：旅費

(目的)

1. 本会の役員会、各種委員会開催およびワークショップ等参加の為の旅費は、この細則に定めるところによる。

(旅費の計算)

2. 旅費の計算は、次による。

(1) 鉄道、バス賃

最寄りの駅または停留所の往復運賃（時刻表に記載されている定価料金）

(2) 航空賃

航空運賃および空港までの公共交通機関の乗車運賃（時刻表に記載されている定価料金）
原則として空路が必要な場合のみに支給とする。

(3) 宿泊費

宿泊を伴う場合には、実費を支給する。ただし、上限は20,000円とする。

(4) 日当

日当（1日につき）一律5,000円とする。

(5) その他

タクシーおよび自家用車使用については、原則支払いの対象とならない。

ただし、やむを得ず使用し、代表世話人（委員会開催の場合は委員長）の承諾を得られた場合は実費を支給する。

(旅費の支払)

3. 旅費は、原則として現地精算とする。ただし、学術集会中に開催する役員会・各種委員会の旅費および宿泊費は、支払いの対象とならない。